

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程

(平成2年10月5日 宮城県教育委員会訓令甲第4号)

宮城県教育委員会

目 次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 安全衛生管理体制

第1節 職員安全衛生管理者等（第5条－第16条）

第2節 職員安全衛生委員会及び衛生委員会（第17条－第23条）

第3章 事前管理（第24条－第31条）

第4章 健康管理（第32条－第39条）

第5章 事後管理（第40条）

第6章 雑則（第41条－第45条）

附 則

別 表

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 職員の安全及び衛生管理については、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)及びその他の法令に別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 本庁 宮城県教育委員会行政組織規則(昭和 41 年教育委員会規則第 4 号)第 3 条第 1 項に規定する本庁をいう。

(2) 地方機関等 宮城県教育委員会行政組織規則第 3 条に規定する地方機関及び教育機関をいう。

(3) 職員 本庁及び地方機関等の一般職の職員をいう。

(4) 所属所 本庁の各課室及び各地方機関等をいう。

(5) 所属長 所属所の長をいう。

(所属長の責務)

第 3 条 所属長は、所属職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

(職員の責務)

第 4 条 職員は、所属長、産業医その他安全衛生管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

第 2 章 安全衛生管理体制

第 1 節 職員安全衛生管理者等

(職員安全衛生管理者)

第 5 条 安全衛生管理体制を統括するものとして職員安全衛生管理者を置き、福利課の事務を整理する副教育長をもって充てる。

(職員安全衛生管理者の代理者)

第 6 条 職員安全衛生管理者が事故等やむを得ない事由によって職務を行うことができないときの代理者として職員安全衛生管理者の代理者を置き、前条に定める副教育長以外の副教育長をもって充てる。

(職員安全衛生管理責任者)

第 7 条 職員安全衛生管理者の職務を補助させるため職員安全衛生管理責任者を置き、福利課長をもって充てる。

(安全衛生管理者)

第 8 条 本庁及び地方機関等に安全衛生管理者を置き、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 本庁 福利課長

(2) 地方機関等 所属長

(安全衛生管理者の職務)

第 9 条 安全衛生管理者は衛生管理者又は衛生推進者を指揮するとともに次の業務を統括管理する。

(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

(3) 健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること。

(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全衛生に関すること。

(安全衛生管理者の代理者)

第10条 安全衛生管理者がやむを得ない事由によって職務を行うことができないときの代理者として安全衛生管理者の代理者を置き、次の各号に応じ当該各号の掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 本庁 福利課総括課長補佐

(2) 地方機関等 所属長の次席の職

(産業医)

第11条 法第13条に基づき産業医を本庁及び地方機関等に置く。

2 産業医は、教育委員会が選任する。

(産業医の職務)

第12条 産業医は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とする職務を行うものとする。

(1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。

(2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導並びに法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

(3) 作業環境の維持管理に関すること。

(4) 作業の管理に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。

(6) 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

(7) 衛生教育に関すること。

(8) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、職員安全衛生管理者に対して勧告し、又は所属長、衛生管理者等を指導し、助言することができる。

3 産業医は、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに所属長に対し、職員の健康障害を防止するための必要な措置を講ずるよう意見を述べるものとする。

(衛生管理者又は衛生推進者の選任)

第13条 所属長(本庁にあっては福利課長。以下本条において同じ。)は、所属職員(本庁にあっては本庁職員)のうちから、法第12条第1項及び第12条の2の規定による衛生管理者又は衛生推進者を次の各号に掲げる所属職員の数に応じ、当該各号に定める人員を選任しなければならない。

(1) 50人未満 衛生推進者 1人

(2) 50以上200人以下 衛生管理者 1人

(3) 200人を超え500人以下 衛生管理者 2人

2 所属長は、衛生管理者又は衛生推進者を選任したときは、速やかに衛生管理者・衛生推進者選任報告書(様式第1号)により職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

(衛生管理者及び衛生推進者の職務)

第14条 衛生管理者又は衛生推進者は、安全衛生管理者及び産業医の指揮を受け、職員の健康に配慮し、職員の従事する業務を適切に管理し次に掲げる職務のうち技術的事項を行う。

(1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。

(3) 健康診断その他健康保持増進のための措置に関すること。

2 衛生管理者又は衛生推進者は職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(衛生担当者)

第 15 条 所属長は所属職員のうちから衛生担当者を 1 名選任しなければならない。

2 前項の衛生担当者は、衛生管理者又は衛生推進者を補助する。

3 第 13 条第 2 項の規定は、第 1 項の衛生担当者の選任について準用し、衛生担当者選任報告書(様式第 1 号)をもって報告しなければならない。

(作業主任者)

第 16 条 労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 6 条各号に規定する作業を行う地方機関等の所属長は、当該作業に従事する職員のうちから法第 14 条の規定に基づく作業主任者を 1 名選任しなければならない。

2 前項の作業主任者は、作業に従事する職員を指揮し、機械の安全点検、工具等の監視その他の厚生労働省令で定める職務を行うものとする。

3 第 13 条第 2 項の規定は、第 1 項の作業主任者の選任について準用し、作業主任者選任報告書(様式第 2 号)をもって報告しなければならない。

第 2 節 職員安全衛生委員会及び衛生委員会

(設置)

第 17 条 教育委員会に職員安全衛生委員会を置き、本庁及び地方機関等に衛生委員会を置く。

(所掌事務)

第 18 条 職員安全衛生委員会は、職員の安全及び衛生の確保のため、職員安全衛生管理者の諮問に基づき各衛生委員会からの報告、意見、産業医からの勧告その他必要事項について審議し、答申する。

2 衛生委員会は、次の事項を審議し、本庁においては福利課長、他の所属所においては所属長に対し意見を述べるものとする。

(1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること。

(4) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策に関すること。

(5) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

(委員の構成)

第 19 条 職員安全衛生委員会の委員は、次の者で構成する。

(1) 副教育長

(2) 総務課長、福利課長及び教職員課長

(3) 安全衛生管理者のうちから職員安全衛生管理者が指名する者

(4) 産業医(本庁所属)

(5) 衛生管理者(本庁所属)

(6) その他必要に応じて、職員安全衛生管理者が認める者

2 衛生委員会の委員は、次の者で構成する。

(1) 安全衛生管理者又はその代理者

(2) 産業医(選任されている所属所に限る。)

(3) 衛生管理者又は衛生推進者

(4) 職員のうち衛生に関して経験を有する者であって所属長が指名する者

(委員の任期)

第 20 条 職員安全衛生委員会及び衛生委員会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第 21 条 職員安全衛生委員会及び衛生委員会の会議の議長は、それぞれ第 19 条第 1 項第 1 号又は同条第 2 項第 1 号に規定する委員が行う。

2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

(会議)

第 22 条 職員安全衛生委員会及び衛生委員会は、議長が招集する。

2 職員安全衛生委員会及び衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 職員安全衛生委員会及び衛生委員会の議事録は、これを 3 年間保存しなければならない。

4 職員安全衛生委員会の庶務は、福利課において処理し、衛生委員会の庶務は、本庁にあっては福利課、地方機関等にあっては庶務を担当する班又は所属長が指名する者において処理する。

(報告)

第 23 条 所属長（本庁にあっては福利課長。次項において同じ。）は、委員を指名したときは、衛生委員会委員指名報告書（様式第 3 号）により職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 所属長は、衛生委員会の会議を開いたときは、その都度衛生委員会開催状況報告書（様式第 4 号）により職員安全衛生管理者に報告するものとする。

第 3 章 事前管理

(安全衛生管理者等に対する教育等)

第 24 条 職員安全衛生管理者は、職場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全衛生管理者、衛生管理者、衛生推進者及び衛生担当者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受けようとする機会を与えるように努めなければならない。

(職場環境の維持管理)

第 25 条 所属長は、厚生労働大臣の定める事務所衛生基準等に従い、快適な職場環境の形成を図るため、職員の勤務場所及び勤務内容に応じ、換気、採光、照明、保温、防湿、清潔、騒音防止及び危険防止に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 26 条 所属長は、有害なガス、放射線等有害物から職員を保護するため必要な措置を講じなければならない。

(職場環境測定評価等)

第 27 条 所属長は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従い、職員の作業環境測定を行い、その結果を記録しておかななければならない。

2 前項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づき、職員の健康を保持する必要があると認められるときは、施設又は設備の整備、健康診断の実施その他適切な措置を講じなければならない。

(健康の保持増進のための措置)

第 28 条 所属長は、職員の健康の保持増進を図るため、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 42 条の規定により実施する厚生活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康相談)

第 29 条 産業医及び所属長は、職員から健康について相談を受けた場合は、適切な指導及び助言を行わなければならない。

(精神衛生)

第 30 条 所属長は、精神疾患予防のため、職員の融和、身上相談等に努めるとともに、精神疾患の疑いのある者については、産業医その他の専門の医師と協議の上受診勧奨等適切な措置をとるようにしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、その他必要な事項については別に定める。

(予防接種等)

第 31 条 職員安全衛生管理者は、職員に感染症等の発生のおそれがあると認められるときは、直ちに予防接種、消毒その他必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 健康管理

(健康診断)

第 32 条 職員安全衛生管理者は、次に掲げる健康診断を実施しなければならない。

(1) 採用時健康診断

(2) 定期健康診断

(3) 結核健康診断

(4) 特殊業務従事職員健康診断

(5) 海外派遣職員の健康診断

(6) 生活習慣病健康診断

(7) 臨時健康診断

2 前項各号に掲げる健康診断の内容及び時期並びに実施方法等については、職員安全衛生管理者が別に定める。

(健康診断の担当)

第 33 条 健康診断は、職員安全衛生管理者がその業務を検診機関等に委託して実施するものとする。

(健康診断の周知)

第 34 条 職員安全衛生管理者は、健康診断を行うときは、所属長に通知するものとする。

2 所属長は、前項の通知を受けたときは、直ちに職員に周知するとともに、職員が定められた期日又は期間内に健康診断を受診させなければならない。

第 35 条 削除

(受診の義務)

第 36 条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

2 定期健康診断において、指定された期日又は期間内に受診できなかった職員は、速やかに医療機関等が行う健康診断を受け、診断書又はその結果を証明する書面を所属長に提出しなければならない。

(健康診断の免除)

第 37 条 健康診断の際、現に当該健康診断の対象となる疾病の治療中の者又は当該疾病について医師の管理を受けている者については、健康診断を免除することができる。

(健康診断の結果通知等)

第 38 条 健康診断を実施した検診機関等は、別表 1 の判定区分により判定した結果を健康診断を受けた職員及び所属長に対し通知するとともに、職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 職員安全衛生管理者は、前項の報告を受けたときに必要と認める場合は、所属長及び健康診断を受けた職員に対し適切な指示を与えなければならない。

(健康診断の結果の保存)

第 39 条 所属長は、職員の健康診断の結果を 5 年間保存しなければならない。

第 5 章 事後管理

(事後措置)

第 40 条 所属長は、健康診断の結果に基づき、別表 2 の健康管理指導区分により、適切な措置を講じなければならない。

第 6 章 雑則

(秘密の保持)

第 41 条 職員の健康管理業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(書類の経由)

第 42 条 この訓令に基く職員安全衛生管理者に提出する書類は、職員安全衛生管理責任者を經由しなければならない。

(職員の異動に伴う措置)

第 43 条 所属長は、所属の職員に異動があつた場合は、健康管理に関する記録を職員の異動先の所属長に送付しなければならない。

(会計年度任用職員等への準用)

第 44 条 第 2 条第 3 号の規定にかかわらず、会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する職員をいう。）等について、職員安全衛生管理者が必要と認めた者については、予防接種及び健康診断を受けさせることができる。

(その他)

第 45 条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全衛生管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

(宮城県教育庁等職員健康管理規程の廃止)

2 宮城県教育庁等職員健康管理規程（昭和 30 年宮城県教育委員会訓令甲第 2 号）は廃止する。

別表 1 判定区分

判定区分	異常を認めず	異常が認められないものをいう
	要観察	定期的に医師による観察指導が必要なものをいう
	要再検査	早期に再検査が必要なものをいう
	要医療	医師による医療行為が必要なものをいう

別表 2 健康管理指導区分及び事後措置の基準

健康管理指導区分		事後措置の基準	
区分	判定基準		
生活 規 正 の 面	A (要休養)	勤務を休む必要のあるもの	休暇又は休職等の方法により、療養のため必要な期間勤務させないこと。
	B (要軽業)	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務場所若しくは勤務の変更又は休暇等の方法により、勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務、休暇勤務、宿日直勤務及び出張をさせないこと。
	C (要注意)	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限すること。
	D (健康)	平常の勤務でよいもの	
医 療 の 面	1 (要治療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの	必要な治療を受けるように指示すること。
	2 (要観察)	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病再発防止のため必要な指導等行うこと。
	3 (健康)	医師による直接の医療行為又は指導を必要としないもの	

備考 健康診断の種類によっては、この表の区分によらないことがある。

衛生 { 管理者・推進者・担当者 } 選任報告書

年 月 日

職員安全衛生管理者 殿

(所属長)

次のとおり報告します。

所 属 所	名 称			
	職 員 数	人		
区 分	衛 生 管 理 者	衛 生 推 進 者	衛 生 担 当 者	
職 氏 名				
生 年 月 日				
選 任 年 月 日				
経 歴 の 概 要				
参 考 事 項				

注 1 「経歴の概要」の欄には、学歴・職歴・勤務年数等を記入すること。

2 「参考事項」の欄には、新任解任等の事由を記入し、解任又は死亡による選任のときは、前任者の氏名及び解任又は死亡の年月日を併記すること。

作業主任者選任報告書

年 月 日

職員安全衛生管理者 殿

（所属長）

次のとおり報告します。

作業の名称		
所属所	名称	
	作業従事職員数	
作業主任者	職・氏名	
	生年月日	年 月 日生（歳）
免許又は講習の別	区分	免許（級）・講習
	免許証又は修了証の番号	
	交付者	
作業設備の概要等		
選任年月日	年 月 日	
参考事項		

注1 この報告書は、作業の種類ごとに提出すること。

2 「作業設備の概要等」の欄には、作業設備の規模及び作業量を記入すること。

衛生委員会委員指名報告書

年 月 日

職員安全衛生管理者 殿

（所属長）

下記のとおり委員の指名をしましたので報告します。

所 属 所 名		職 員 数	所 在 地		
		人			
区 分	職 名	氏 名	年 齢	性 別	備 考
委 員					安全衛生管理者
委 員					産業医
委 員					衛生管理者又は衛生推進者
委 員					所属長が指名する者
委 員					〃
委 員					
委 員					

衛生委員会開催状況報告書（第 回）

年 月 日

職員安全衛生管理者 殿

（所属長）

下記のとおり審議し（又は決定し）ましたので報告します。

開催日時	年 月 日 時 分から 時 分	
開催場所		
出席者 ※職名・氏名記入 ※出席人数により適宜増減	議長	
	安全衛生管理者	
	衛生管理者 （衛生推進者）	
	衛生担当者	
	産業医	
	委員	
議題	審議内容・決定事項等	
◎安全衛生管理について 困っていること・意見・要望 等があれば記載		

附 則（平成 13 年 1 月 5 日教育委員会訓令甲第 1 号）
この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 24 日教育委員会訓令甲第 4 号）
この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日教育委員会訓令甲第 2 号）
この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 13 日教育委員会訓令甲第 1 号）
この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日教育委員会訓令甲第 9 号）
この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日教育委員会訓令甲第 7 号）
この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日教育委員会訓令甲第 2 号）
この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。